

でんさい利用におけるご留意事項

項目	内容
1 適用規定	<p>○ お客様にはインターネット上でご同意いただいておりますが、「十六でんさいサービス」およびでんさいネットのご利用につきまして、「業務規程」、「業務規程細則」（以上、でんさいネット制定）および「でんさいサービス利用規定」、預金規定等が取扱規定となります。</p> <p>○ このほか、でんさい(*1)のお取り扱いについて、「でんさいステーション」に掲載します「画面操作マニュアル」、および本「でんさい利用におけるご留意事項」をご参照願います。</p>
2 サービスの提供時間(営業日・営業時間)	<p>○ サービスの提供時間は、「でんさいステーション」に掲載するのとおりとなります。</p> <p>但し、営業日の14時50分以降の記録請求等については翌営業日が電子記録日となります。</p>
3 ご利用申込みのお取り扱い	<p>○ <u>お客様には、1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。</u>複数の窓口金融機関(*2)をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。</p> <p>※ 例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。</p> <p>※ すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。</p> <p>○ ご提出いただいた書類については当行内で確認をさせていただき、不備等がある場合、修正をお願いすることもございます。</p> <p>○ ご利用のお申込みがでんさいネットにおいて承認された場合、その旨、電子メールでお知らせさせていただきます。</p> <p>○ 当行、またはでんさいネットにおいて、お申込みをお受けできない場合、当行よりその旨、ご連絡させていただきます。</p>
4 諸届	<p>○ 住所等の届出事項が変更となった場合、速やかに変更手続きをとってください。</p> <p>○ 書面により当行窓口で諸届・記録請求の取次などをご依頼される場合、代表決済口座の通帳または入金帳をご持参願います。</p>

	項目	内容
5	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいの発生、譲渡等に伴う手数料は、お届けいただいた預金口座より、毎月15日に口座振替により引落しを行います。15日が休日の場合は翌営業日に引落しを行います。 ○ 書面による記録請求の取次ぎ等を行う場合、都度、手数料を申し受けます。ただし、支払等記録請求については、翌月15日に指定の預金口座から引落しを行います。
6	【支払企業としてご利用の場合】 発生記録 (手形の振出に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 ○ でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
7	譲渡記録 (手形の裏書に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取り扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、支払企業が支払えなかった場合には、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。</u> ○ 支払企業として利用しない利用形態の場合であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証するお取り扱いになります。
8	分割譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 ○ 譲渡を伴わない分割はできません。 <p style="margin-left: 20px;">※例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有</p>
9	でんさいの取消等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日(含、記録日)の間は、請求の相手方が単独で取り消すことができます。</u> ○ <u>当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります。</u>
10	でんさいの記録内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利害関係者全員のご承諾がないと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> <p style="margin-left: 20px;">※ 利害関係者が複数に及ぶ場合、でんさいの記録内容の変更は非常に困難です。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ行ってください。</p>

	項目	内容
11	記録請求の制限期間	<p>○ <u>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</u></p> <p>※ <u>例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7営業日前までに行う必要があります。詳しくは「ご参考資料1」をご参照ください。</u></p>
12	<p>【支払企業としてご利用の場合】</p> <p>でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済)</p>	<p>○ <u>支払期日におけるでんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。</u>「口座間送金決済」は口座からの決済資金を引落とし、債権者口座へ自動的に振込む手法です。預金口座からの引落としは、原則として自動引落としにより行います。</p> <p>○ <u>お客様におかれましては、支払期日の前営業日までに、決済対象のでんさいの決済口座に決済資金をご入金・準備してください。</u></p> <p>○ 決済口座が複数ある場合、決済資金をご用意していただく預金口座は、あくまで電子記録債権を発生させた際に指定した決済口座となりますので、ご注意ください。</p> <p>○ なお、口座間送金決済により決済が、お客様ご自身による債権者宛てのお振込みは、二重決済となりますので、行わないでください。</p> <p>○ 支払期日に、決済資金を決済口座から引落しできた場合、当行は債権者口座に送金します。ただし、債権者口座へのお振込みの時間については、お客様の決済資金の準備状況などにより異なり、当行の判断でお取り扱いをさせていただきます。</p> <p>○ 万が一、支払期日に口座間送金決済によるお支払いができない場合、支払企業のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます(詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください)。</p> <p>○ 支払企業のお客様と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。</p> <p>○ <u>万が一、支払期日に支払不能(*3)となった場合、電子記録保証人(*4)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ)は、債権者に対して、支払義務を負います。</u></p> <p>○ 電子記録保証人が支払企業に代わって支払いをした場合、特別求償権(*5)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および支払企業に対して、求償することができます。</p>

	項目	内容
13	決済口座のお取り扱い	○ 電子記録債権の支払口座、または入金口座となっている決済口座については、支払期日に決済不能となるので、解約ができません。
14	口座間送金決済の中止	<p>○ 支払企業のお客様は、債権者の同意が得られた場合などにおいて、口座間送金決済を中止することができます。</p> <p>○ また、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われます。</p> <p>○ 契約不履行等により支払不能処分の適用に異議がある場合には、窓口金融機関を通じて異議申立をすることができます。（※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。）</p>
15	【支払企業としてご利用の場合】 支払不能処分制度（手形の不渡処分制度に相当）	<p>○ <u>でんさいの決済（支払い）ができなかった場合（支払不能）、当該支払企業のお客様には、支払不能処分が科されます。</u></p> <p>○ <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u></p> <p>○ <u>でんさいの支払企業に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関(*6)に対して通知されます。</u></p> <p>○ <u>1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6ヶ月以内に2回目の支払不能があった場合、当該支払企業に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。「取引停止処分」の内容は以下のとおりとなります。</u></p> <p><u>・この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u></p> <p><u>・「取引停止処分」を受けた支払企業は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との貸出取引禁止」が科されます。</u></p> <p>○ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>○ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。詳しくは、ご参考資料2をご参照ねがいます。</p>
16	【支払企業としてご利用の場合】 異議申立の手続	<p>○ <u>特別な事情があつて口座間送金決済を中止する場合、支払企業のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u></p> <p>○ <u>ただし、支払企業のお客様が異議申立をする場合、支払期日の前営業日までに当行にその旨のお申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を当行にお預けいただくことが必要です。</u></p>

	項目	内容
		※ 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。
17	強制執行等	○ 万が一、お客様が支払企業、または債権者となる電子記録債権に差押などの強制執行等が生じた場合、当行に速やかにお届け願います。
18	記録事項の開示	<p>○ <u>記録事項の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（支払企業、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む）とその窓口金融機関（当行）です。</u></p> <p>○ お客様は、「でんさいステーション」の「債権内容照会」を使って、記録事項の開示を行うことができます。ただし、「債権内容照会」では、自ら記録を行った後の保証人などを照会することができません。</p> <p>○ 変更記録請求、または承継などにより、開示の必要が生じた場合、所定の書面により、お取引店の窓口の開示請求を行ってください。</p>
19	他の記録機関との関係	○ 他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることができません。
20	でんさい割引 でんさい担保	○ すでに当行とご融資のお取引がある場合、でんさい割引またはでんさい担保のご利用は、ご融資取引のある支店でお申込まいただくこととなります。
21	お問合せ先	<p>○ 「でんさいサービス」に関するお問合せは下記へお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「でんさいステーション」の操作 …… <li style="padding-left: 40px;">EBセンター「0120-126-016」（画面下部に表示） ・ その他 …… お取引店

<用語>

でんさい(*1)	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
窓口金融機関(*2)	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
支払不能(*3)	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
電子記録保証人(*4)	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことで、通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
特別求償権(*5)	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。
参加金融機関(*6)	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。

【ご参考資料1】

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)	決済情報提供日							口座間金決済実施日			支払等記録日
	7 銀行営業 日前以前	6 銀行営業 日前	5 銀行 休業日前	4 銀行 営業日前	3 銀行 営業日前	2 銀行 営業日前	1 銀行 営業日前	支 払 期 日	1 銀行 営業日 後	2 銀行 営業日 後	3 銀行 営業日 後以降
各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)											
1. 発生記録請求 (請求者：支払企業、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者：債権者) ※ 当行は単独保証を取扱わず。	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○
(請求者：支払者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を 変更する場合 (請求者：支払企業、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注6)
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録 を変更する場合(注3)											
①利害関係者が支払企業と債権者しか いない状態(譲渡や保証が行われる前)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：支払企業、債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：支払企業、債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や 保証が行われた後) (請求者：支払企業、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、支払企業が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。